

第3回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 市の施設における貸館業務について

○貸館業務を行う施設の利用制限について

新型コロナウイルス感染症感染拡大を予防するため、県内自治体において、イベント等の中止だけでなく、体育施設をはじめとする公共施設の利用制限（一部制限含む）を行うところが増えてきている。（資料参照）

本市では、公共施設の貸館については、キャンセルに係る利用料の還付について決定したところであるが、利用制限についても早急に方針を決定し、周知する必要がある。

【使用料還付対象施設】

コミュニティ施設	正則コミュニティセンター、美和情報ふれあいセンター、篠田防災コミュニティセンター、下萱津コミュニティ防災センター、坂牧コミュニティ防災センター、上萱津コミュニティ防災センター、コミュニティプラザ萱津
公民館	七宝公民館、美和公民館、甚目寺公民館
文化会館	美和文化会館
体育館等 (スポーツ関連施設)	体育館：七宝総合体育館、甚目寺総合体育館 グラウンド：七宝グラウンド始め6施設 ゲートボール場：川部ゲートボール場始め5施設 テニスコート：七宝テニスコートはじめ3施設 学校体育施設開放：市内小中学校
産業会館	七宝産業会館、甚目寺産業会館

○貸館以外の不特定多数の者が自由に出入りする公共施設の利用制限について

市内には、貸館業務を行う施設以外にも、不特定多数が出入りする施設が数多くあり、その中には、児童館、老人福祉センターなど、福祉施設も多い。

また、公民館や憩の家、甚目寺総合福祉会館のように、1つの施設に複数の機能を持つ施設もある。

これら施設についても、どの部分をどこまで制限するか、決定する必要がある。

【市内公共施設】

市関連施設	本庁舎、分庁舎、公民館、図書館、産業会館、資料館等、文化会館、コミュニティ施設、児童館、その他
健康・福祉関連施設	保健センター、福祉センター等
学校	小学校、中学校
スポーツ関連施設	体育館、グラウンド、テニスコート、ゲートボール場